



市毛まさひろ
042-539-1775



池田 公三
042-530-0750

福生市議団ニュース

生活相談

法律相談

市毛まさひろ→090-3223-3923 毎月第2・第4 火曜日 要予約
池田 公三 →090-7946-5137 市毛・池田まで

3月市議会報告

市長が提案した予算案の審査の中で、1.1倍に引き上げたらどう変わるか質問したところ、新たに35人の児童生徒が支給対象となり、その予算は約330万円と回答がありました。しかし、市は引き上げをしない回答しました。

就学援助の支給基準
総所得で支給判断している東京13市の状況

生活保護基準の何倍の所得の世帯までが支給対象か	自治体数
1.5倍	1市
1.3倍	1市
1.25倍	1市
1.2倍	1市
1.15倍	1市
1.1倍	5市
1.0倍	福生市など3市

就学援助の支給対象を生活保護基準よりどのくらい多い収入(所得)の世帯までとするかは、各自自治体が決めることになっていきます。福生市はその判断を収入ではなく、所得で判断しています。左表をご覧ください。

予算組替え動議を提出

福生市議会第1回定例会が開催され、令和3年度予算案が審議されました。日本共産党は、予算組み替え動議を提出しました。コロナ禍の中で、子ども一人当たり約10万円もの保護者負担に苦しむ経済的困窮家庭を支援するために、福生市の就学援助支給基準を引き上げる内容でしたが、共産党以外の全会派が反対し否決されました。

日本共産党が提案

しかし、他会派の反対で否決

就学援助基準最低では

「子育てするなら福生」が泣く!

そこで、日本共産党会派として、予算案採決前に予算組み替え動議を提出しました。内容は、就学援助の支給基準を現行の1.0倍から1.1倍に引き上げ、生活保護のボーダーラインにいる世帯の35人の児童生徒も支給対象にしようとするものです。

しかし、残念ながら、正和会(自民)、公明、生活者ネット、立憲の反対で否決されました。

こんな冷たい就学援助では、子どもと子育て世代の市外転出の流れは止まりません。福生市自身が、「福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」の中で、平成27年度の国勢調査の結果、この5年間に、15歳以下の子ども398人、子育て世代の30代648人、40代314人の社会減(転出が転入を上回った人数)であったと認められているのです。本気で、人口減少を止める気があるのなら、コロナ禍で苦しむ子どもと子育て世代にもっと温かい支援策を実施するべきです。



コロナ禍に苦しむ市民に一層の負担を強いる議案には**反対**しました

☆福生市 国民健康保険 特別会計予算

国民健康保険は、他の医療保険制度に比べて、加入者に重い負担を強いる制度になっているのに、このコロナ禍においても、国保税引き下げや、多子世帯減免などの市民負担軽減策をとらなかったため。

☆福生市 介護保険 特別会計予算

介護給付費準備基金の積立金が現在7億円以上もあるのに、介護保険料を値上げしたため。値上げ分は総額約3900万円。コロナが落ち着く数年間を耐え、さらに保険料を減額する事も出来たはず。



☆福生市 後期高齢者医療 特別会計予算

後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料がほぼ自動的に値上げになる仕組みになっている。福生市は昨年度も、一人当たりの平均保険料額が10万円台に値上がりした。今年も減額することなく同様に予算提案されたため反対。

☆福生市敬老金条例の一部を改正する条例

長生きすることは喜ばしいこと。そのお祝いとして市が敬老金を出してきたが、この改正により、額も支給回数も下がり「商品券」となってしまうことは市民負担の増加になるため反対。



☆福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

これまで支給されていた、生活保護を受けている特殊疾病患者の方を今回の改正で支給対象外としたため反対。

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会による総合要請に 新たに有機フッ素化合物(PFAS)による地下水汚染問題が追加される！

〈要請項目タイトル〉

- ① 基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置を講ずること。
また、米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。
- ② 騒音防止対策を推進すること。
- ③ 基地運用の安全対策を徹底し、航空機事故を防止すること。
- ④ オスプレイの配備・運用等について最大限の配慮を行うこと。
- ⑤ 感染症の拡大防止措置及び情報提供を行うこと。
- ⑥ 地元自治体へ適切に情報を提供すること。
- ⑦ **泡消火剤【有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)】の適正処理を行うこと。**
- ⑧ 日米地位協定とその運用について適切な見直しを行うこと。



2020年9月に沖縄 普天間基地で起きた泡消火剤流出事故の様子

上記は要請項目のタイトルであり、実際の要請事項は多岐にわたり何十項目もあります。今回特筆すべき事は、私が議会で何度も取り上げてきた「横田基地由来と思われる有機フッ素化合物による地下水汚染問題」に関する項目が⑦として新たに取り入れられたことです。こうした形で、行政が応えてくれたことは大変うれしいことです。今後、多摩地域で、民間機関による血液検査などが行われる予定もあり、結果によっては大きな問題に発展する可能性があります。【解説:市毛雅大】

福生市も文化芸術推進基本計画を

3月議会・一般質問から(市毛まひろ)

今コロナ禍で様々な文化芸術の機会が奪われています。そんな今だからこそ、文化芸術の大切さをもう一度確認したく、3月の一般質問として取り上げました。

文化芸術と接する事は人権である

私は、人が文化芸術と接する事は人権であると考えます。その根拠を国際条約の観点から見てみます。

○世界人権宣言 第27条

「全て人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とに預かる権利を有する」

○国際人権規約 第15条

「この規約の締約国は、全ての者の次の権利を認める」
(a) 「文化的な生活に参加する権利」

○ユネスコの「大衆の文化生活への参加及び寄与を促進する勧告」2-4

(a) 「世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約の精神にのっとり、また、国際連合憲章及びユネスコ憲章に規定する理想及び目的に従い、文化生活

への接近及び参加に関する権利を人権として保証する」

では、国内ではどうでしょうか。

○日本国憲法 第二十五条

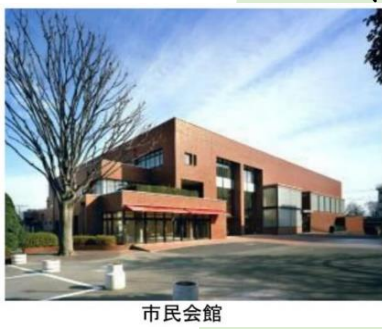
「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

この二十五条は生存権として有名ですが、ただ生きることを保障しただけではなく、しっかり「文化的な」という一言が入っています。つまり、文化芸術はぜいたく品などではなく誰でも人権として保障されなければならないということが国際法でも憲法でもうたわれているのです。また、国には文化芸術基本法という個別の法律もあり、「国際規約→憲法→法律」と一貫して文化芸術の大切さを訴えています。

○文化芸術基本法 第七条

地方自治体の役割として「地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めるものとする」

しかし、福生市にはそのような基本計画や方針はありません。



市民会館

そこで、近隣26市を調べてみる

と、呼び方は各市様々ですが、条例という形、いわゆる文化芸術振興条例のようなもので、条例制定しているのは6自治体。指針や方針として策定している自治体は2つ。振興計画策定は8自治体ありました。福生市は歴史的に社会教育が盛んで、市内の公民館サークルが数多く存在することが特徴です。そんな福生市に文化芸術に特化した計画や方針が無いのはどうということでしょうか。市民が頑張っているからこそ、それを後押しする市の計画が必要であると3月議会では訴えました。市の答弁は、福生市の文化盛んな歴史や市民の活躍は認めるものの、市としてそれを積極的に後押しするということではありませんでした。私としては、福生市に文化振興条例や文化芸術に関する計画や方針が策定されるよう今後もこの課題に取組んでいきたいと思っております。

